

入 札 説 明 書 受 領 書

第二管区海上保安本部総務部経理課宛

契 約 件 名	20メートル型巡視艇定期修理(2025-No. 8)	
入 札 説 明 書 受 領 年 月 日 時	令和 年 月 日	午前・午後 時 分
申 込 業 者 氏 名 又 は 商 号		
申 込 業 者 住 所 又 は 所 在 地	〒 -	
担 当 者 職 名 ・ 氏 名 ・ 連 絡 先	Tel Fax Mail	
電 子 ・ 紙 入 札 の 別 (ど ち ら か に ○)	電子入札	紙入札
入 札 説 明 書 受 領 印 (担 当 者 印)		
そ の 他 (御 社 競 争 参 加 資 格 の 記 載 等)		

※ホームページ又は郵送で入札説明書を受領された方へ

入札説明書の受領確認のため、上記各箇所記入のうえ、PDFを下記メールアドレスあて送付をお願いいたします。（本紙の送付は必要ありません）

メールアドレス: jcg-2keiri@gxb.mlit.go.jp

入 札 説 明 書

(最低価格落札方式)

調達番号： 本部船契第 8 5 号

調達件名： 20メートル型巡視艇定期修理（2025－No. 8）

項目及び構成

- 1 契約担当官等
- 2 調達内容
- 3 競争参加資格
- 4 入札参加申込みに必要な書類の提出期限及び方法
- 5 入札書提出期限及び開札日時場所
- 6 その他

添付物

- ・ 契約書(案)
- ・ 確認書 (電子入札参加者用)
- ・ 委任状 (紙入札参加者用)
- ・ 紙入札方式参加願 (紙入札参加者用)
- ・ 別紙様式 1－1 入札書 (紙入札参加者用)

第二管区海上保安本部の調達契約にかかわる入札公告（令和7年8月29日付）に基づく入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官

第二管区海上保安本部長 白崎 俊介

2 調達内容

- (1) 件 名 **20メートル型巡視艇定期修理（2025-N o . 8）**
- (2) 履行期限 **令和7年10月31日 （詳細は仕様書のとおり）**
- (3) 履行場所 **請負造船所**
- (4) 仕様説明会の日時等

仕様説明会は実施しない。

なお、仕様内容について質疑等がある場合は、下記へ連絡すること。

仕様書等及び情報保全に係る履行体制に関する問い合わせ先

〒985－8507 宮城県塩釜市貞山通3－4－1

第二管区海上保安本部警備救難部船舶技術課 管理係

TEL 022－363－0111 内線2313

(5) 入札方法

本案件は、証明書等の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件である。

なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出すること。

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、

- ① 入札者は、調達案件の履行に要する一切の諸経費を含め契約金額を数量の総価で見積もるものとする。
- ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
- ③ 入札者は、仕様書等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において仕様書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

(6) 入札保証金及び契約保証金 免除

(7) 「情報保全に係る履行体制に関する資料」は下記の問い合わせ先に提出し、

第二管区海上保安本部 警備救難部 船舶技術課

（以下、「担当原課」という。）の同意を得た後、仕様書を受領するものとする。

情報保全に係る履行体制に関する問い合わせ先

〒 985－8507 宮城県塩釜市貞山通3－4－1

第二管区海上保安本部 警備救難部船舶技術課 管理係

TEL 022-363-0111 （内線 2313 ）

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。また、当本部から指名停止の措置を受け、指名停止中の者でないこと。
- (3) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、

「役務の提供等（船舶整備）」のC又はDランク

に格付けされ、**東北地域**の競争参加資格を有する者であること。（ただし、指名停止期間中にあるものは除く。）なお、競争参加資格を有しない入札者は速やかに資格審査申請を行う必要がある。競争参加資格審査に関する問い合わせ先は、下記5（1）へ問い合わせること。

- (4) 当該調達案件の履行に係る船舶の修繕に関する技術審査に必要な資料を提出し、合格又は適合すると判定された者であること。

- (5) 電子調達システムによる場合は、電子証明書を取得していること。
- (6) 電子調達システムによる場合で、次の事項に該当する者は、競争に参加することができない。
- ① 他人の電子証明書を不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者
 - ② 代表者、受任者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者等の電子証明書を使用して入札に参加した者
 - ③ 同一案件に対し、同一業者が故意に複数の電子証明書を使用して入札に参加した者

4 入札参加申込みに必要な書類の提出期限及び方法

- (1) 証明書等の提出期限

令和 7 年 9 月 12 日 15 時 00 分

- (2) 申込み方法

この一般競争に参加を希望するものは、下記入札書類データ（証明書等）を 4（1）の期限までに提出すること。

・電子調達システムにより入札を行う者は下記の書類を電子調達システムにより提出すること

- ① 令和 7・8・9 年度国土交通省一般競争参加資格（全省庁統一資格）における資格決定通知書の写し
- ② 「確認書」

・紙入札方式にて参加を希望する者は下記の書類を提出すること

- 上記①のほか、
- ③ 「紙入札方式参加願」

また、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

- (3) 証明書等審査結果の通知

4（2）により提出された証明書等の審査結果を 令和7年9月12日
までに電子調達システム又は文書等により通知する。

5 入札書提出期限及び開札日時場所

- (1) 契約及び入札に関する問い合わせ先

〒 9 8 5－8 5 0 7 宮城県塩釜市貞山通 3－4－1
第二管区海上保安本部 総務部 経理課 入札審査係
TEL 0 2 2－3 6 3－0 1 1 1 （内線2223）

- (2) 電子調達システムの URL 及び問い合わせ先

政府電子調達システム(GEPS) <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>
電子調達システムヘルプデスク TEL 0570-000-683

- (3) 入札書の提出期限

令和 7 年 9 月 22 日 15 時 00 分

- (4) 開札の日時及び場所

令和 7 年 9 月 24 日 13 時 30 分
宮城県塩釜市貞山通三丁目 4 番 1 号 第二管区海上保安本部 4 F 入札室

- (5) 入札書の提出方法

- ① 入札書は電子調達システムにより提出すること。
ただし、発注者に紙入札参加願を提出した場合は紙により提出すること。
- ② 紙入札による入札書の提出方法
入札書は別紙様式 1－1 にて作成し、

- (ア) 直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、封皮に氏名（法人の場合は名称又は商号）及び

「令和7年9月24日 開札、

〔20メートル型巡視艇定期修理（2025－No. 8）〕の入札書在中」と朱書しなければならない。

- (イ) 郵便（配達証明又は書留郵便に限る。）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に

「令和7年9月24日 開札入札書在中」

と朱書し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書し、上記5（1）宛に入札書提出期限までに到着するよう送付しなければならない。

- ③ 電報、電話による入札は認めない。

- ④ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

（6） 入札の無効

- ① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び次に該当する入札は無効とする。

- (ア) 競争参加資格のある者であっても、入札時において、第二管区海上保安本部長から指名停止措置を受け指名停止期間中にある者のした入札

- (イ) 委任状が提出されていない代理人のした入札

- (ウ) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札

- (エ) 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札（ただし、押印省略の場合で、入札書の余白に本件責任者及び担当者の氏名・連絡先の記載がない入札も無効とする。）

- (オ) 金額を訂正した入札

- (カ) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

- (キ) 公正な競争の執行を妨げたもの又は公正な価格を乱し、若しくは不正な利益を得るため連合した者の入札

- (ク) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札

- ② 電子入札参加者にあつては、電子証明書を不正に使用して行なった入札

（7） 入札の延期等

- ① 入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず若しくは入札の執行を延期し又はこれを取り止めることがある。

- ② 電子調達システムの長時間に渡る不調のため、開札等の手続きが行えない場合は、入札・開札の執行を延期することがある。

（8） 代理人による入札

- ① 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時までに「委任状」を提出しなければならない。

- ② 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

（9） 入札者又は代理人の押印省略による入札

入札者又は代理人が入札書の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、入札書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載すること。

（10） 開札

- ① 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

- ② 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。

- ③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

- ④ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

- ⑤ 電子調達システム参加者の障害によって電子入札ができない旨の申告があり、すぐに復旧できないと判断され、かつ、下記の各号に該当する障害等により、原則として複数の電子入札参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行う。
- ・天災
 - ・広域・地域的停電
 - ・プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害
 - ・その他、時間延長が妥当であると認められた場合
（ただし、ＩＣカードの紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く。）
- ⑥ 発注者側の障害が発生した場合は、電子調達システム運用主管組織（総務省）と協議し、障害復旧の見込みがある場合には、電子入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更するものとする。
- ⑦ 入札締切予定時間になっても入札書が電子調達サーバーに未到達であり、かつ、電子入札参加者からの連絡がない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものと見なす。
- ⑧ 開札を執行した場合、入札者またはその代理人のした入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。再度入札の時間については、原則として開札手続きを行ったのち30分後に行うこととするので、電子入札者は再度入札通知書を必ず確認すること。
なお、開札手続きに時間を要するなど再度入札の予定時間を大幅に超えるような場合は、入札参加者に対して契約担当官等から連絡を行う。紙入札業者は開札会場で待機することとし、原則として退室は認めない。ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行うことがある。
- ⑨ 入札執行回数：原則として、２回以内とする。

6 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望するものは、電子調達システムにより競争参加資格確認資料として、令和７・８・９年度国土交通省一般競争参加資格（全省庁統一資格）における資格決定通知書の写しを、本入札説明書４（３）の入札書類データ（証明書等）の提出期限までに電子調達システムにより提出すること。

また、この一般競争に紙入札方式にて参加を希望するものは、競争参加資格確認資料として、令和７・８・９年度国土交通省一般競争参加資格（全省庁統一資格）における資格決定通知書の写し、紙入札方式参加願を本入札説明書４（３）の入札書類データ（証明書等）の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

更に、「情報保全に係る履行体制に関する資料」は上記２．（４）の問い合わせ先に提出し、第二管区海上保安本部警備救難部船舶技術課（以下、「担当原課」という。）の同意を得た後、仕様書を受領するものとする。

- (3) 落札者の決定方法 最低価格落札方式とする。

- ① 本入札説明書５に従い入札書を提出した入札者であって、本入札説明書４の競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- ② 電子調達システムでは、入札参加者の利便性向上のため、電子くじ機能を実装している。電子くじを行うには、入札者が任意で設定した000～999の数字が必要になるので、電子入札事業者は、電子調達システムで電子くじ番号を入力し、紙入札事業者は、「紙入札方式参加願」に記載するものとする。

落札者となるべき同価格の入札をした者が２人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合には、以下のとおり行うものとする。

- (ア) 同価格の入札をした者が電子入札事業者のみの場合
電子入札事業者が入力した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ、落札者を決定するものとする。
- (イ) 同価格の入札をした者が電子入札事業者と紙入札事業者が混在する場合
電子入札事業者が入力した電子くじ番号及び紙入札事業者が「紙入札方式参加願」に記載した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ落札者を決定するものとする。
- (ウ) 同価格の入札をした者が紙入札事業者のみの場合
その場で紙くじ（又は電子くじ）を実施のうえ落札者を決定するものとする。

- ③ 契約担当官等は、落札者を決定したときは、その翌日から７日以内にその旨を落札者とされなかった入札者に電子調達システム又は書面により通知する。ただし、開札に立ち会った参加者については、書面による通知を省略する。

- ④ 予算決算及び会計令第８５条の基準に該当する入札を行った者は、契約担当官等の行う調査に協力しなければならない。

(4) 情報保全に係る履行体制の確認

- ① 契約の相手方となろうとする者は、本業務で知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報であって、担当原課が保護を要さないことを同意していない一切の情報をいう。以下同じ。）を適切に管理するため、次の履行体制を確保するとともに、担当原課に対し「情報保全に係る履行体制に関する資料」（別紙様式）を提出し、同意を得るものとする。また、これらに記載した情報に変更がある場合は、改めて担当原課の同意を得るものとする。
（受注後、確保すべき履行体制）
 - ・本業務で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある情報取扱者以外に伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有しているものとする。
 - ・担当原課が同意した場合を除き、契約の相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有しているものとする。
- ② 本業務で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏洩してはならない。ただし、担当原課が同意した場合はこの限りではない。
- ③ 本業務で知り得た保護すべき情報を記録した資料に関する業務履行完了後における取扱い（返却・削除等）については、担当原課の指示に従うこと。なお、当庁との契約にかかる関係書類については適切に保管するものとする。
- ④ 本業務で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに担当原課へ報告するものとする。なお、報告がない場合でも、情報の漏洩等の懸念や事故等がある場合には、第二管区海上保安本部が行う報告徴収や調査に応じるものとする。

(5) 契約書の作成（ただし、契約金額が250万円に満たない場合は省略することがある）

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ② 紙契約方式にて契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、さらに、契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 上記②の場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ本契約は確定しないものとする。

(6) 支払条件

支払いは履行完了後とし、適法な支払い請求書を受領した日から45日以内に、第二管区海上保安本部において、その代金を支払うものとする。

(7) 異議の申立

入札者は、入札後、この入札説明書、仕様書、契約書案等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(8) 電子入札方式の証明書等に使用するアプリケーション及びバージョンについては次のいずれかとする。

- ・一太郎 Pro4形式以下での保存
- ・Microsoft Word Word2016形式以下での保存
- ・Microsoft Excel Excel2016形式以下での保存
- ・PDFファイル AcrobatDC以下で作成のもの
- ・画像ファイル JPEG形式及びGIF形式

(9) 電子入札方式の証明書等を圧縮する必要がある場合は、次の方式とする。なお、各々の自己解凍方式は使用出来ない。

- ・LZH方式またはZIP方式

(10) 入札書については、第二管区海上保安本部入札・見積者心得書第6各号に該当するものを除き、入札金額の誤記入等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札書の無効の訴えは提起できないものとする。

また、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、原則として指名停止措置が講じられるので注意すること。

(11) 入札に参加する者は、入札説明書等の交付を手交、または郵送によらない場合、ホームページからダウンロードのうえ内容を熟読すること。ダウンロードをしない場合は入札に参加できない場合がある。

(12) 入札希望／契約者は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう務める。

(13) 上記によるもののほか、この一般競争入札に参加する場合において了知かつ、遵守すべき事項は、「第二管区海上保安本部入札・見積者心得」によるものとする。

令和7年度
本部船契85号

船舶修繕請負契約書

船舶修繕請負契約書

収 入
印 紙

- 1

修繕物件名

20メートル型巡視艇定期修理（2025－No. 8）
ただし、別紙仕様書及び図面のとおり。
- 2

請負金額

金円也
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額金円
- 3

引渡期限

令和7年10月31日（船体）
令和7年12月1日（図書及び検査記録等）
- 4

修繕場所及び引渡場所

請負造船所（船体）
第二管区海上保安本部（図書及び検査記録等）
- 5

契約保証金

免除

上記修繕について、支出負担行為担当官 第二管区海上保安本部長 白崎 俊介 を発注者とし、
を受注者として、次の条件により請負契約を締結する。

（総 則）

第1条 受注者は、別紙仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）に基づき、引渡期限までに、頭書の修繕物件を完成して、その結果を引渡場所
において、発注者に引き渡すものとし、発注者は、これに対し、受注者に請負代金を支払うものとする。

（仕様書等の解釈等）

第2条 仕様書等について疑義を生じたとき又は仕様書等に明記されていない事項については、発注者受注者協議して定めるものとし、受注者は、その他軽微なものについては、発注者又は監督すべきことを命ぜられた職員（以下「監督職員」という。）の解釈若しくは指示に従い、請負金額の範囲内において施行するものとする。

2 受注者は、発注者が必要と認めてその旨を指示したときは、修繕工程表及び修繕費内訳明細書を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。

（監督職員）

第3条 発注者は、監督職員を命じたときは、その官職及び氏名を受注者に通知するものとする。

2 受注者は、監督職員の監督の実施について、必要な費用を負担するものとする。

3 受注者は、他の条項に定めるもののほか、監督職員から監督の実施について必要な資料の提出又は提示を求められた場合にはこれに応ずるものとする。

4 受注者は、監督職員から立ち会いを求められた場合は、これに応ずるものとする。

（権利義務の譲渡等）

第4条 この契約により生ずる権利又は義務は、これを第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 修繕物件又は修繕現場に搬入した検査済み修繕材料は、これを第三者に売却若しくは貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合には、この限りでない。

（一括再委託等の禁止）

第5条 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。

2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等を言うものとする。

（代理人等に関する措置要求）

第6条 発注者又は監督職員は、現場代理人その他受注者の代理人（下請負人は代理人とみなす。以下同じ。）、主任技術者、使用人又は労務者等でこの契約の履行につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対し、事由を明示して、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

（特許権等の使用）

第7条 受注者は、修繕の施行について、特許権その他第三者の権利の対象となっている方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

（材料の検査等）

第8条 受注者の負担に属する修繕材料は、発注者が特に指定したものを除き、その使用前に監督職員の検査を受けなければならない。この場合において、発注者は、受注者が検査を受けなかったとき又は検査に合格した材料以外の材料を使用したときは、使用後であっても、これを取り替えさせることができるものとする。

2 受注者は、材料検査の結果合格となった材料等と検査未済又は不合格となった材料等とに区分する措置をとるとともに、不合格となった材料等を良品とすみやかに取り替えなければならない。

3 受注者は、材料検査に合格した材料等であって、修繕場所にあるものを監督職員の承諾を受けることなく当該場所から持ち出してはならない。

4 受注者は、船底その他完成後外部から容易に見ることのできない部分の修繕について、発注者が指示したときは、発注者又は監督職員の立ち会いの上施行するものとする。ただし、この場合において、監督職員がやむを得ない理由により立ち会えない場合は、受注者は監督職員の指示により、施行を証明することができる見本、写真その他の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

5 受注者が前項の規定に違反して施行したときであって、発注者又は監督職員が指示するときは、受注者は、施行箇所の撤去、再施行等所要の措置をとらなければならない。

（官給品等）

第9条 発注者は、修繕用として仕様書等に記載する官給品（貸与品を含む。以下「官給品等」という。）を発注者の指定する場所及び日時に受注者に交付する。この場合において、受注者は、その官給品等の交付を受けた都度受領書を発注者に提出し、善良な管理者の注意をもってこれを保管し、かつ、その費用を負担するものとする。

2 受注者は、天災地変等の不可抗力又は発注者の責めに帰すべき事由によらないで官給品等が亡失若しくは損傷し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定する方法により弁償するものとする。

3 受注者は、官給品等を仕様書等に基づいて使用し、修繕の完成又は契約の変更、若しくは解除等によって不用となったものは、その内容を明らかにした書類を作成し、監督職員（監督職員不在の場合は検査職員）の確認を受けて発注者に提出するとともに、発注者の指定する時期及び場所において、発注者に返還しなければならない。

第10条 受注者は、指定品として仕様書等の記載する修繕材料については、これら以外のものを使用することができないものとする。

（仕様書等に不適合の場合）

第11条 受注者は、修繕の施行が仕様書等に適合しない場合において、監督職員が材料等の取替え、施行箇所の撤去又は再施行等の指示をした場合には、これに従わなければならない。この場合において、受注者は、請負金額の増額又は引渡期限の延期を請求することはできないものとする。

（第三者の作業の実施）

第12条 発注者は、第20条による修繕物件の引渡し前に、第三者にこの修繕物件に対し他の作業を実施させることがあるものとする。この場合において、受注者は、監督職員の指示に従い、当該修繕の施行者と相互協調して修繕の進捗を図るものとする。

2 受注者は、前項の場合において、自己の修繕の施行上不便をきたすことがあっても、発注者に対し、異議の申出又は賠償を請求することができないものとする。

（廃材等の処置）

第13条 受注者は、修繕の施行により発注者の所有に属する撤去品又は官給品等について廃材等を生じたときは、その内容を明らかにした書類を作成し、監督職員（監督職員不在の場合は検査職員）の確認を受けて発注者に提出するとともに発注者の指定する時期及び場所において、これを発注者に引き渡さなければならない。

2 受注者は、前項の廃材等を、発注者が引き取るまでの間、無償で保管するものとする。

（行政庁に対する手続）

第14条 受注者は、修繕について、行政庁の検査、検定等を必要とするときは、自己の費用をもって、当該行政庁に対する必要な手続をするものとする。

（物価変動等による契約金額の変更）

第15条 物価変動その他改定又は予期することのできない事由に基づく経済情勢の激変等により、請負金額が著しく不相当であると認められるに至った場合は、発注者受注者協議して、これを変更することができるものとする。

（修繕の変更等）

第16条 発注者は、その都合により修繕を変更し、又は一時その施行を中止し、若しくはこれを打ち切ることができるものとする。

2 前項の場合において、請負金額を増減する必要があるときは、修繕費内訳明細書に記載する単価により、これによりがたいとき又は所定の引渡期限を伸縮する必要があるときは、発注者受注者協議して、その金額を増減し、若しくは引渡期限を伸縮するものとする。

(引渡期限の変更等)

第17条 発注者は、その都合により引渡期限又は引渡場所を変更することができるものとする。

2 前項の場合において、請負金額を増減する必要があるときは、発注者受注者協議して、その金額を増減するものとする。

(終了通知及び検査)

第18条 受注者は、修繕が終了したときは、その旨を監督職員に書面により通知するものとする。ただし、監督職員から指示があった場合は、修繕終了予定日の原則として15日前までに、修繕終了予定日を書面により発注者に通知するものとする。

2 発注者は、前項の通知を受けたときは、検査を行うべきことを命じた職員（以下「検査職員」という。）により、修繕終了予定日（この日以後において受注者が検査をなすべき日を指定したときは、その日）から15日以内（以下「検査期間」という。）に、仕様書に指定した方法その他発注者の適当と認める方法により検査を行うものとする。ただし、天災地変その他やむを得ない事由により検査をすることができない期間は、検査期間に算入しないものとする。

3 発注者は、検査職員を命じたときは、その官職及び氏名並びに検査時期及び検査場所を受注者に通知するものとする。

4 受注者は、第2項の検査に立ち会うものとする。この場合において、受注者が立ち会わないときは、発注者は、単独で検査を行い、その結果を受注者に通知するものとし、受注者は、これに対して不服を述べることができない。

5 受注者は、検査職員から検査の実施について必要な書類又は物件の提示若しくは提出又は説明を求められた場合には、これに応ずるものとする。

6 受注者は、検査職員から修繕の重要な部分について完成後直接確認することができないものについて、当該部分の施行の状況を説明することができる見本、写真その他の資料の提示又は提出を求められた場合には、これに応ずるものとする。

7 受注者は、検査職員の指示に従い、修繕物件の運転、操作その他検査に必要な作業をし、別に定めのあるものを除きその費用を負担するものとする。

8 修繕物件が不合格となった場合において、その不合格部分の手直し期間は、発注者が指示する期間とし、その検査期間は、発注者が受注者から手直しを終了した旨の通知を受領した日（この日以後において受注者が検査をなすべき日を指定したときは、その日）から起算する。

第19条 次に掲げる場合には、検査のため必要な限度において破壊検査を行うことができるものとする。

(1) 仕様書に指定されているとき。

(2) 前条第6項の資料による確認ができなかったとき、その他修繕の施行について疑うに足りる相当の理由があるとき。

(3) その他検査を行うため検査職員が特に必要があると認めるとき。

2 仕様書等に指定がある場合又は検査職員が必要があると認める場合には、理化学試験により検査を行うことがあるものとする。

(修繕物件の引渡し)

第20条 受注者は、修繕物件が前2条の検査に合格したときは、遅滞なく、これを発注者に引き渡すものとする。

第21条 発注者は、修繕の一部が終了した場合において、その部分の検査を行い、合格部分の全部又は一部の引渡しを受けることができるものとする。

2 前3条の規定は、前項の検査及び引渡しについて準用する。

(請負代金の支払)

第22条 発注者は、第20条の規定により修繕物件の引渡しを受けた後、受注者が提出する適法な支払請求書を受理した日から45日以内(以下「約定期間」という。)に第二管区海上保安本部において、請負代金を受注者に支払うものとする。

2 発注者は、受注者から支払請求書を受理した後、その請求書の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示して、これを受注者に返付するものとする。この場合においては、その請求書を返付した日から発注者が受注者の是正した支払請求書を受理した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が受注者の故意又は重大な過失によるものであるときは、適法な支払請求書の提出がなかったものとし、受注者の是正した支払請求書を受理した日から約定期間を計算するものとする。

第23条 削 除

(遅延利息)

第24条 発注者は、約定期間内に代金を支払わないときは、受注者に対して遅延利息を支払わなければならない。

2 遅延利息の額は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年2.5パーセントとする。ただし、受注者が代金の受領を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払のできなかった日数は、約定期間に算入せず、または遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

3 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

4 発注者が検査期間内に検査を終了しないときは、検査期間満了の日の翌日から検査を終了した日までの日数は約定期間の日数から差引くものとし、又検査の遅延した日数が約定期間の日数を越える場合は、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その越える日数に応じ前3項の例に準じて計算した金額を受注者に支払うものとする。

(引渡期限の延伸)

第25条 受注者は、所定の期間までに修繕を完成してその物件の引渡しをすることができないときは、あらかじめ遅滞の理由及び完成引渡しの可能な期日を明示して、発注者に引渡期限の延伸の承認を求めなければならない。

2 発注者は、前項の請求に対し、支障がないと認めたときは、これを承認するものとする。ただし、遅滞が天災地変その他受注者の責めに帰することのできない事由に基づく場合のほか、遅滞金を徴収する。

(遅滞金)

第26条 前条第2項ただし書の規定による遅滞金は、延伸前の完成期限満了の日の翌日から修繕を完成して、その物件の引渡しをする日までの日数に応じ、遅滞1日につき、請負金額（第22条の規定により発注者が引渡しを受けた部分があるときは、この部分に対する代金を除いた金額）の年3パーセントとする。ただし、その総額が請負金額の10分の1を超える場合は、その超過額は遅滞金に算入しないものとする。

2 前項の遅滞日数の計算については、検査期間が始まる日の翌日から発注者が検査に着手した日の前日までの日数は、これを遅滞日数に算入しないものとする。

(臨機の措置)

第27条 受注者は、災害防止等のため特に必要と認める場合には、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を求めるものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでない。

2 受注者は、前項の場合において、そのとった措置につき、遅滞なく監督職員に報告しなければならない。

3 監督職員は、災害防止その他修繕の施行上緊急に必要な事項については、受注者に対し、臨機の措置をとることを求めることができる。この場合において、受注者は、直ちにこれに応じなければならない。

4 第1項及び前項の措置に要した経費のうち、発注者受注者協議して請負金額に含めることを不相当と認めた部分については、発注者がこれを負担するものとする。

（危険負担）

第28条 修繕物件の引渡し前に発注者の責めに帰することができない事由により修繕物件及び修繕材料（以下「修繕物件等」という。）について生じた損害は、次項に規定する場合を除き、受注者の負担とする。第24条の規定により既済部分払をした場合の当該既済部分についても同様とする。

2 天災地変その他の不可抗力により修繕物件等に損害を生じた場合において、その損害が重大であり、かつ、受注者が災害防止のため必要な臨機の措置をとる等善良な管理者の注意を怠らなかったと認められるときは、その損害は、発注者が負担するものとする。この場合において、損害額は発注者受注者協議して定めるものとし、保険等その損害をてん補する金額があるときは、損害額からこれを控除するものとする。

3 修繕物件等を保険等に付している場合において、修繕物件等に損害を生じたときは、その損害が発注者の責めに帰すべき事由による場合であっても、その損害が当該保険によっててん補されるときは、てん補額を限度として、受注者が負担するものとする。

（契約不適合責任）

第29条 受注者は、修繕物件の引渡し後1年以内に、その物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であることが発見されたときは、発注者の請求により、自己の費用をもってこれを修繕し、代替物を引渡し又は不足分を引渡さなければならない。また、その契約不適合によって生じた物件の滅失若しくはき損に対して、損害を賠償するものとする。

2 前項の規定により契約不適合を修繕する場合において、発注者の都合により受注者の工場で修繕をすることができないときは、発注者受注者協議して、受注者の費用をもって他の工場で修繕をすることができるものとする。この場合において、この負担する費用は、受注者の工場において、修繕をした場合に係る費用に相当する額を限度とする。

3 第1項の期間は、契約不適合が入きよ又は行政庁の検査を受検するとき以外に発見できないものであるときは、修繕物件の引渡し後1年以上1年半以内において最初の入きよ又は検査終了の時までとする。

（契約の解除）

第30条 発注者は、下記各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- （1） 受注者から解約の申出があったとき。（第32条による場合を除く。）
- （2） 受注者が引渡期限までに修繕を完成してその引渡しをしないとき又は引渡期限までに修繕を完成して、その引渡しをする見込みがないことが明らかなきとき。
- （3） 受注者が第4条及び第5条の規定に違反したとき。
- （4） 前各号のほか、受注者がこの契約に違反し、そのため発注者が契約の目的を達することができないとき。

(5) この契約の履行について、受注者又はその代理人若しくは使用人等が不正の行為をしたとき又はこれらの者が発注者の行う検査若しくは監督を妨げ、又は妨げようとしたとき。

(6) 受注者が破産の宣告を受け、又は無能力者となり、若しくは居所不明となったとき。

2 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 受注者が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第六号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

3 受注者は、第1項第1号から第5号までの場合において、違約金として、解約部分に対する請負金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、第1項第1号又は第2号の場合において、受注者の責めに帰することのできない事由があるときは、この限りでない。

4 第2項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第31条 発注者は、前条に定める場合のほか、自己の都合により、修繕の終了前に、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、発注者は、受注者に損害が生じ解約後30日以内に請求があるときは、その損害を賠償するものとする。

2 前項の損害額は確証のあるものを限度として、発注者受注者協議して定めるものとする。

第32条 受注者は、第16条の規定による修繕の変更のため請負金額が2／3以下に減少したとき又は同条の規定による修繕中止の期間が契約期間の1／2以上に達したときは、この契約を解除することができる。

第33条 前3条の規定により、この契約の全部又は一部が解除された場合において、受注者が第23条の規定により、既済部分について代金の一部の支払を受けているときは、発注者に対し、その全部の金額を発注者の指定する期日までに返納しなければならない。

2 発注者は、既済部分の全部又は一部が発注者の利用に適するものであり、かつ、発注者において必要とするときは、修繕費内訳明細書に記載した単価により算出した金額（これによりがたいときは発注者受注者協議して定めた金額）の代価をもって、既済部分を取得できるものとする。

3 第18条、第19条、第22条及び第24条の規定は、前項の取得部分の検査、引渡し、請負代金の支払及び遅延利息について準用する。

（相殺等）

第34条 この契約により発注者が受注者から取得すべき遅滞金、返納金、違約金等がある場合において、発注者が該当金額と相殺することができる債務を受注者に対し有するときは、これを相殺するものとする。

2 前項の規定により相殺を行っても、なお発注者において取得金がある場合又は発注者が遅滞金、返納金、違約金等を徴収する場合において、受注者は、発注者の指定する相当の期限までにこれらの金額を支払わないときは、発注者に対し、遅延利息を支払わなければならない。ただし、当該取得金、遅滞金、返納金又は違約金が1,000円未満の場合は、この限りでない。

3 第24条第2項及び第3項の規定は、前項の遅延利息について準用する。この場合において、同条第2項中「年2.5パーセント」とあるは「年3パーセント」、同項ただし書中「受注者」とあるのは、「発注者」と、第3項中「100円」とあるのは「1円」と読み替えるものとする。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第35条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（1） この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

（2） 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

（３） 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

（４） この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２ 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年３パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（紛争の解決）

第３６条 この契約の履行について、発注者受注者間に紛議を生じたときは、発注者受注者協議して解決するものとする。

（秘密の保全）

第３７条 発注者及び受注者は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

２ 前項の規程は、受注者の責任の下、その業務の一部を請け負わせようとする協力会社及び下請会社等まで及ぶものとする。

（特約条項）

第３８条 本契約については、別紙特約条項を定めるものとする。

以上契約を証するため、この証書2通を作成し、発注者受注者各1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者	住所	宮城県塩釜市貞山通三丁目4番1号
	氏名	支出負担行為担当官 第二管区海上保安本部長 白崎 俊介

受注者	住所	*****
	氏名	* * * * *

特約条項

発注者、受注者は本契約書総則第 1 条に定める仕様書等では対応できない、新たな修繕実施について、次の特約条項を定める。

第 1 条 発注者又は受注者は、本契約書総則第 1 条に定める仕様書等では対応できない、不具合を発見した場合、発注者が任命する監督職員（以下、「監督職員」と言う。）と受注者による事前調整を経た後、受注者から発注者が指定する書面（以下「指定書面」と言う。）に当該不具合の修繕に要する概算見積額を記載の上、監督職員あて報告し、その実施について協議するものとする。

第 2 条 発注者は前 1 条の報告・協議を受け、当該修繕の必要があると判断した場合は、報告・協議を受けた指定書面にて、発注者が指定する職員（以下「主任監督職員」という。）から受注者あて実施を指示するものとし、受注者が当該指示を承諾する場合、発注者が実施を指示した指定書面を主任監督職員あて提出するものとする。なお、それぞれの指示、承諾は監督職員を介して行うものとする。

第 3 条 前 2 条に基づく手続きは、当初契約の変更契約として実施するものとし、その都度手続きを行うこととする。ただし次の各号によるものとする。

1 発注者は指示した仕様変更を全て整理した確定仕様書を発注者が任命する検査職員による検査実施前までに作成し、受注者へ提出しなければならない。

2 発注者、受注者は変更契約に伴う請負金額を、本契約の引渡期限後、原則 20 日以内に確定しなければならない。ただし、発注者受注者が協議して別の期日を定めた場合は、この限りでない。

第 4 条 修繕が引渡期限内に完了せず、遅滞金が発生する場合の起算日は引渡期限の翌日をその起算日とする。

第 5 条 変更契約に伴う請負金額は、発注者が算出した比率を乗じた額を基に、発注者、受注者協議の上、確定するものとし、当該比率については入札又は見積合わせ実施後、発注者から受注者へ別途通知するものとする。なお、本特約条項第 3 条第 2 号に定める期日までに協議が整わない場合は発注者が提示する額をもって、請負金額の確定とする。

契 約 件 名 20メートル型巡視艇定期修理（2025－No. 8）

契 約 年 月 日 令和 年 月 日

引 渡 期 限

①船体 令和7年10月31日

②図書及び検査記録等 令和7年12月1日

請 負 業 者

内訳書

件 名	金額（円）	摘要
20メートル型巡視艇定期修理（2025－No. 8）		
（内訳）		
①船体		
②図書及び検査記録等		

確 認 書

件名 : ２０メートル型巡視艇定期修理（２０２５－Ｎｏ．８） (電子入札対象案件)
--

本案件については、「電子入札方式」により参加します。

令和 年 月 日

会 社 名 等

部 署 名

確 認 者

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は２以上記載すること)

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

連絡先１：

連絡先２：

電子入札方式により参加する方は、本入札に使用するＩＣカード券面の番号を記入してください。

【ＩＣカード券面の番号】「シリアルナンバー（ＳＮ）」、「ＩＤ」などの項目に続く
１０桁の数字・英字（例：１４桁、１６桁）

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【取得者名】

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(左つめで記入。「スペース」分も左詰めで記入。枠不足の際は、追加してください。)

※今回限定した上記のＩＣカード以外を以後において使用した場合、「無効」の入札となることがあります。

※上に記入する「数字・英字」等は、誤記のないように十分留意してください。

紙入札方式での参加を希望する方は、速やかに「紙入札方式参加願」を提出してください。

紙入札方式参加願

1. 件名 20メートル型巡視艇定期修理（2025－No. 8）

上記の案件は、電子調達システムを利用しての参加ができないため
紙入札方式での参加をいたします。

年 月 日

資格審査登録番号
企業名称
企業郵便番号
企業住所
代表者氏名
代表者役職
電子くじ番号

（連絡先）
電話番号

メールアドレス

入札者

住所
企業名称
氏名

支出負担行為担当官
第二管区海上保安本部長 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

（連絡先は2以上記載すること）

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

連絡先1：

連絡先2：

※1. 入札者住所、企業名称及び氏名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合はその者が記載、押印する。

2. 電子くじ番号は、電子くじを実施する場合に必要となるので、000～999の任意の3桁の数字を記載する。

入 札 書

一金

ただし 20メートル型巡視艇定期修理（2025－No. 8）

貴部局入札・見積者心得及び入札説明書等を承諾の上、入札します。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官
第二管区海上保安本部長 殿

※以下は押印を省略する場合のみ記載すること。

（連絡先は2以上記載すること）

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

連絡先1：

連絡先2：

（注）1.用紙の寸法は、日本産業規格A列4判とする。
2.金額は「アラビア」数字で記入する。

委任状

令和 年 月 日

第二管区海上保安本部長 殿

住 所（所在地）

商 号 又 は 名 称

代表者役職氏名

私は、 を代理人と定め、下記の入札に関する一切の権限を
委任します。

記

1 開札日 令和7年9月24日

2 件 名 20メートル型巡視艇定期修理（2025－No. 8）

受任者使用印